



盛夏の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。インボイス制度に向けてご準備願います。
誠に勝手ながら8/14(月)~8/16(水)は夏季休業のため、事務所をお休みいたします。

重要情報

1. 電子取引保存ルール！必須要件を再点検

電子保存が強制されるのはA電子受取りの取引資料のみで、B自作帳簿書類やC書面スキャンは任意です。要件が厳しいのはCでタイムスタンプや履歴機能などが必要ですが、Aだけなら社内規程さえ整えれば比較的容易に対応できます。

2. インボイス経過措置と保存不要特例

非登録事業者への支払でも経過措置により6年間は8割~5割控除が認められますが、従業員の出張特例や中小企業の少額特例でインボイス保存が不要となる取引は、特例を使えば非登録事業者への支払いであっても全額控除が可能です。

3. 令和5年分の国税庁路線価が公表

都道府県庁所在都市における最高路線価の対前年変動率は、29都市で上昇、13都市で横ばい、4都市で下落、全国的に回復傾向が顕著でした。最高路線価は38年連続銀座鳩居堂前で4,272万円/m²、次点は大阪市御堂筋で1,920万円/m²。

元バックパッカー赤羽の



2022年五島~GoToGOTOU~DAY③小値賀町小値賀島と野崎島-1
五島の北端に位置する小値賀町に属しほぼ無人島となった野崎島の廃墟集落の中にたつむのは、世界遺産を構成する教会の一つ、メルヘンチックな「旧野首教会」です。町の観光産業指定管理者おぢかアイランドツーリズムは構成員の半数が移住者だとか。野崎島廃校を維持管理して活動拠点とし、管理人を住ませ住民票を置き、国の補助が出る町営定期船を確保。廃墟集落や廃墟港をキッズキャンプや自然愛好家向けツアーの観光資源となし、いやはや民間らしい強かな戦略でした。旧野首教会も訪問には事前連絡が必要ですが、個人で訪れている観光客も何名かいました。必ずしもツアーを利用しなければならないというわけではなく、彼らの死守した渡航の足は誰でも利用できます。実は野崎島へは次回個人で再訪したいと考えています。それは、自然の美しさはもさることながら五島先住の人々の崇拝を集める古代の聖地があったからなのです。続く。

☆事務所からの連絡☆

今年の夏季休業は8/14(月)~16(水)を予定しています。業務スケジュール調整(6,7月決算や月次)でご迷惑をお掛けいたしますが何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

8月のイベント

- ・個人事業税1期納付
- ・個人住民税2期納付
- ・12月決算法人の中間納付

税金マメ知識

●土地建物の一括売買の対価の内訳について
令和4年9月の裁決事例です。一括売買された土地と建物の対価の内訳が否認されました。内訳の計算方法が不合理であり、建物の価格を大きく評価することで減価償却資産として必要経費の算入額を過大に計上できることが課税の公平に反するとされました。事例では、土地については固定資産税評価額と同等程度の対価が記載されていましたが、建物については固定資産税評価額より著しく高額であると認定され、土地と建物いずれについても同一の基準である固定資産税評価額により一括売買代金を按分すべきとされました。減価償却費だけでなく、消費税の計算にも影響しますので、注意が必要です。

晩酌のじかん

近年の梅雨明け宣言ほどアテにならないものもありません。今年は梅雨明け前から連日35度を超える猛暑が続きます。夜になってもグラスがびしゃびしゃになる熱気と湿気、気候変動を心底懸念します。ところで三浦半島によく行くのですが、かの地は常に都心より6度くらい気温が低いです。地球全体もさることながら都市の造りも考えた方が良いでしょうね。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red